

社会福祉法人福生会 行動計画
(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和8年4月1日～令和18年3月31日

2 当法人の課題

- ・職員採用への応募数が減少しており、人材の確保が難しい状況である。男女ともに長く働き続けられる職場づくりが必要である。
- ・令和7年度の有給休暇取得日数は年間平均 9.5日
心身の疲労を回復し、仕事と生活の調和を図るため、有給休暇を取得しやすい制度設計や職場の雰囲気づくりが求められる。

3 内容と取り組み内容

目標1：男女とも平均継続勤務年数を12年以上にする

取り組み期間：令和8年4月1日～令和18年3月31日

〈取り組み予定〉

令和7年4月1日現在、平均勤続年数は11.7年。(男性12.2年、女性11.6年)

採用時または法律の改正時などに産休、育休、子育て、介護などに関する諸制度について職員へ周知し、職業生活と家庭生活の両立の支援に努める。

- ・令和9年3月 全職員に育児・介護関係制度に関する情報を周知(令和8年3月に周知済)
採用時または法律の改正時などに産休、育休、子育て、介護などに関する諸制度について職員へ周知
- ・年1回、継続して情報提供実施

目標2：有給休暇取得日数を年間平均10日以上にする

取り組み期間：令和8年4月1日～令和18年3月31日

〈取り組み予定〉

令和6年度 有給休暇取得日数は平均(9.5日)(男性9.3日、女性9.5日)

衛生委員会(専門委員会/毎月開催)にて有給休暇取得状況の情報を収集し促進に向けた取り組みを行う。

また、必要に応じて運営会議に状況報告し、取得向上の取り組みを推進する。

- ・令和8年10月～有給休暇取得状況をデータ化し、各事業所に情報提供
- ・令和8年12月～有給休暇取得増加に向け、取得状況の管理、推進